

平成28年度フロン排出抑制法施行状況調査の結果について

(目的)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）が平成27年4月に施行されたことから、法施行後の都道府県の施行状況等（フロン排出抑制法に基づく立入検査、指導・助言等の実施状況、フロン回収等に対する取組等）を把握するとともに、調査結果を自治体間で共有することにより今後の法の施行に活用してもらうため、それまでの調査の内容を拡充して、都道府県を対象に調査を実施。

1 自治体におけるフロン排出抑制法の実施体制

(1) オゾン層保護及びフロン等対策の所管部局について

- ・フロン排出抑制法（第一種フロン）に関する担当者数は自治体本庁舎では1～2人であり、かつ他法令等との兼任（環境部局が所管）。
- ・多くの自治体で出先機関に事務を委任。出先機関の担当者も他法令等との兼任であり、1機関1～2名体制が多い。
- ・出先機関の主な役割は、回収業者の登録受付（30自治体）、回収量報告窓口（28自治体）、立入検査（36自治体）、助言・指導（34自治体）、勧告・命令（24自治体）等。

(2) フロン排出抑制法に基づく登録状況について（平成28年4月1日時点）

(第一種フロン類充填回収業者)

- ・第一種フロン類充填回収業者の登録件数は、39,932件。
- ・自治体における第一種フロン類充填回収業登録手数料は、新規登録では平均で約4,940円、更新登録では平均で約4,280円

(省令49条認定業者の認定状況)

- ・25自治体で省令49条認定業者[※]に関する独自の認定基準を定めている。
- ・国内での認定業者は78事業者（民間企業が59事業者、公益法人等が19事業者）

※ 省令49条認定業者：フロン排出抑制法施行規則第49条第1号に基づき、第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であって、かつ、規則で定める要件の全てに該当するものとして都道府県知事が認めるもの。

2 周知・啓発活動の実施状況

(1) 普及啓発・情報提供の内容

(普及啓発・情報提供の対象)

- ・冷凍空調機器の所有者向け（41自治体）、充填回収業者向け（37自治体）、一般向け（32自治体）、建設業者（解体業者を含む）向け（36自治体）

(主な取組)

- ・パンフレット等の提供、会議や説明会での周知、ホームページへの掲載
- ・いくつかの自治体では広報誌、環境イベント、ラジオ放送、地デジ放送で広報。

(2) 市町村、フロン回収推進協議会、地域活動等との連携・活動強化

- ・フロン回収協議会(10自治体)、地域活動等との連携・活動強化(17自治体)
- ・主な連携内容は、フロン類の普及啓発に係るパンフレットやポスター等の配布、シンポジウム、技術講習会等の開催、立入検査等

3 立入検査等の実施状況

(1) 立入検査等の実施状況(平成27年度)

- ・立入検査等実施件数は2,533件。内訳では、第一種フロン類充填回収業者:1,364件(約54%)、第一種特定製品管理者:889件(約36%)となっている。
- ・法第45条4項に規定する報告(引取証明書の未受領・虚偽記載に関する報告)は1件。
- ・法違反に対する告発事例は無かった。

(件数)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
立入検査等対象全体	2,115	1,740	1,394	2,533
第一種特定製品管理者(※1)	-	-	-	889
第一種フロン類充填回収業者(※2)	1,984	1,416	1,194	1,364
特定解体工事元請業者	95	310	105	267
その他	36	14	95	13

※1 フロン排出抑制法がH27年4月から施行され、第一種特定製品管理者が立入検査等の対象となった。

※2 平成24年度は第一種フロン類充填回収業者の回収業登録の一斉更新年度に該当。

(2) 建設リサイクル法及び廃棄物処理法との連携

- ・建設リサイクル法合同パトロール(春・秋)で立入検査・普及啓発の実施(全都道府県)
- ・解体に係る届出の共有(7自治体:埼玉県、福井県、滋賀県、兵庫県、岡山県、広島県、大分県)
- ・都道府県庁舎及び建り法政令市等との連携(4自治体:山形県、栃木県、山口県、沖縄県)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の不法投棄監視との連携(10自治体:岩手県、秋田県、山形県、茨城県、東京都、滋賀県、広島県、大分県、宮崎県、沖縄県)

4 その他

(1) フロン排出抑制法の規制を受ける管理者の把握及び管理者への指導・助言の効果的実施のための取組について

【規制を受ける管理者の把握のための主な取組】

- ・各種制度（温暖化防止条例や高圧ガス保安法等）における届出等の情報を活用。
- ・公害防止条例の法遵守状況に関するアンケート調査結果の活用（未回答事業者を対象に適宜、立入検査・助言を実施）
- ・指導等が必要な管理者の特定には充填回収事業者への立入検査時に得た情報を活用 等

【管理者への指導・助言の効果的実施のための主な取組】

- ・説明会の実施、フロン排出抑制法に係るホームページ等での公表、パンフレット等の配布等
- ・管理者からの個別相談への対応体制構築
- ・業界団体を通じた管理者への普及啓発
- ・フロン排出抑制法に関する各種講習会等への講師派遣
- ・充填回収事業者を通じた管理者への普及
- ・他法令の立入検査とあわせて管理者などへ指導を実施 等

(2) フロン類に係るオゾン層保護・地球温暖化対策に関する普及啓発、ノンフロン製品の普及促進など、実施・実施予定のものについて（取組例）

- ・ホームページの活用、オゾン層保護や温暖化防止月間におけるパネル展や講演開催等
- ・ノンフロン製品の普及促進では、関連設備整備に係る融資制度 等

(3) フロン排出抑制法の運用又は周知に関し、国が行うべきと考える取組についてのご意見

- ・各種業界団体を通じた周知徹底
- ・全国規模のマスメディア（テレビ、新聞、ラジオ等）を通じた広報
- ・管理者向けの説明会の継続（大都市部だけでなく地方都市での開催も重視）
- ・管理者への立入検査や指導等の権限について、都道府県から政令指定都市や中核都市等への移譲 等